

都城市消費生活センター (都城市役所2階 コミュニティ文化課内)

<消費生活相談>

相談日時 午前9時～午後4時まで
(月曜日～金曜日)

相談方法 電話、面接
※面接相談はできるだけ事前にご予約ください

<無料法律相談>

毎月第4金曜日(13:00～16:00)
※要予約…無料法律相談日の前々日までに
相談専用電話まで連絡ください。

相談専用電話

0986-23-7154
又は188(消費者ホットライン)

※188は最寄りの消費生活相談窓口につながります。

都城市消費生活センターだよりVOL.1

～consumer center news～

消費生活センターは暮らしの中の
様々なトラブルの相談を受け付けています

お気軽にご相談ください

消費生活に関する無料の出前講座も行っています
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの
際はぜひご活用ください



都城市消費生活センターには様々な相談が寄せられます。昨年度（平成30年度）は574件の相談を受け付けました。その内訳の上位は下記のとおりになります。

1. インターネット関連・・・ 105件
2. 借金・多重債務・・・ 86件
3. 悪質商法・・・ 65件

この他にも様々な相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。



「アポ電」に注意！ 知らない番号からの電話には注意してください。

実在する企業や公的機関を名乗り、個人情報や資産状況を聞き出そうとする「アポ電」と思われる不審な電話がかかってくる、という相談が全国的に増えています。見知らぬ電話番号からの電話には警戒し、個人情報等を話さないように注意しましょう。

トラブルを避けるためには通話録音機や着信番号通知機能を利用することも有効的です。

不審な電話があればすぐに消費生活センターか警察にご相談ください。



「お試し」「一回だけ」のつもりが 定期購入だった！

インターネットやSNSを閲覧中に表示された広告を見て、健康食品やサプリメントを申し込んだが、実際は数か月の定期購入が条件であった、という相談が寄せられます。

条件により、途中での解約ができなかったり、電話がつながらなかったりする場合があるので、注文の際に購入の条件やキャンセルの規定などをよく確認することが大切です。

困ったときは、早めに消費生活センターに相談しましょう。



消費生活センターでは、各分野の専門家を講師としてお招きし、暮らしに役立つ消費生活セミナー（講演会）を開催しております。この機会にぜひ皆さんも参加されてみませんか？

セミナー1

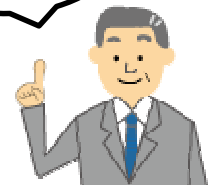
相続・贈与について
～「相続」を「争族」にしないために～

日時 8月25日（日）

午前10時～正午

場所 祝吉地区公民館

講師 ファイナンシャルプランナー
増田 龍彦 氏



セミナー2

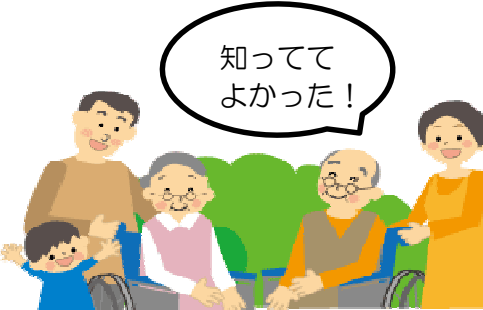
介護と法律
～司法書士から見た高齢者トラブル～

日時 9月29日（日）

午前10時～午前11時

場所 沖水地区公民館

講師 立野司法行政書士事務所
司法書士 立野 勝己 氏



他にも幅広いテーマでセミナーを計画しております。ホームページやチラシなどで随時案内しておりますので、ぜひご覧ください。



イベントや注意喚起などはホームページで確認できます！



借金・ネット・悪質商法！
ご相談は
都城市消費生活センターへ